

○財務省告示第二百三十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年七月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年八月四日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百二十一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条、第九年法律並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条、第十二年法律並びに財政法（昭和二十六年法律第九号）第九十四条、第一項並びに特別会計に関する法律第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十四条第五項第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行為れる入札





十二	償還期限	平成二十九年七月二十日
十三	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十四	元金支払額	額面金額百円につき百円
十五	入場所参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十八年七月二十日